

参加資格確認について

公益財団法人 日本陸上競技連盟登録規定より抜粋

第6条（登録の種類）

高校生登録：（公財）全国高等学校体育連盟陸上競技部および定通制部登録競技者。

第8条（二重登録の制限）

同年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない。また、2つ以上の都道府県に陸協に登録できない。ただし、中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる。

第10条（登録の手続き）

高校生登録：高等学校および定時制通信制高等学校の生徒の登録は、学校単位で都道府県陸協に団体登録するものとする。都道府県陸協は5月末日までに本連盟に登録会員名簿を提出しなければならない。登録料は、各都道府県陸協と各都道府県の高等学校体育連盟陸上競技部、または都道府県高等学校体育連盟定通制部がこれを定める。

全国高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項より抜粋

13. 全国定通大会参加資格

（3）選手は、各都道府県の予選会または各都道府県高等学校体育連盟の推薦により選出されるが、同一競技には3年制課程の場合は3回、4年制課程の場合は4回出場することができる。但し、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の場合は、同一競技4回限りとする。なお、原級留置その他諸事情により同一学年において2年連続または3年連続出場する場合も出場回数は規定通りとする。

（5）当該年度の全国高等学校総合体育大会（各都道府県予選会・各競技団体が定める高校生以上を対象とした全国大会も含む）出場者及び出場校は、除く。

特に注意すべき点

※ 当該年度において全国定通大会に出場する生徒（定通制部登録競技者）は、全国高等学校総合体育大会陸上競技大会（予選会含む：以下インターハイ）に出場することはできません。仮に定通制の生徒（定通制部登録競技者）が、インターハイに出場する場合には、（公財）全国高等学校体育連盟陸上競技部に登録した場合に限ります。この場合、全国定通大会への出場はできません。

※ 陸連登録に関しては、学校単位での団体登録になります。学校単位で、（公財）全国高等学校体育連盟陸上競技部（全日制）および定通制部登録競技者（定通制）のどちらかに登録をしなければなりません。したがって、クラブ員の中でバラバラに登録することはできません。